

■ガイドライン改訂に対するご意見と対応の考え方

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
序章						
1		序章-10	最後のほうの「・災害時は…」の2行目「障がいなどにより、状況把握がしづらい方、」という文章を「知的障がいなどにより状況把握がしづらい方、」に変えてほしい。	序章-10に反映	④	部会⑩意見照会
2		序章-13	「知的障がい者」の説明に違和感がある（感情コントロールが困難、周囲の言動に敏感、読み書きが困難）ので、見直しをしていただきたいです。	序章-15に反映 (国ガイドラインと整合)	④	部会⑩意見照会
3		序章-13	「発達障がい者」の説明に違和感がある（注意欠陥多動性がい、アスペルガー症候群、学習障がいという名称は昨今使われません）ので、見直しをしていただきたいです。	序章-15に反映 (国ガイドラインと整合)	④	部会⑩意見照会
4		序章-18	図1-d ○3つめ「漢字へのふりがな、日本語以外の言語…」のところを、「漢字へのふりがな、イラストや写真での説明、日本語以外の…」としてほしいです。	序章-20に反映	④	部会⑩意見照会
5		序章-18	使用されているコミュニケーションボードはかなり古いものであり、横浜市のものです。新しいもので大阪で展開されているものに差し替えたほうがいいと思います。	序章-20に反映	④	部会⑩意見照会
6		序章-23	dの記載 6つめの・「ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係や…」のところの「ストレスに弱く、疲れやすく」は不要かと思います。ここは「・対人関係やコミュニケーションが苦手な人がいる」だけにしたほうがいいように思います。 代わって、以下を追加してほしいです。「・聴覚等の感覚が過敏であるため、喧騒や人混みに苦痛を感じる人もいます。」	序章-26に反映	④	部会⑩意見照会
7		序章-24	図5-d 1つめの・は、2つにわけてください。 ・短い文章で、ゆっくり伝えます。 ・難しい言葉は避けて、わかりやすい日本語で、繰り返し説明します。	序章-27に反映	④	部会⑩意見照会
8		序章-24	3つめの・「子ども扱いしません」に違和感があるので、例えば、「尊厳を守った、年齢に応じた対応や接遇が必要です」に表現を変えてほしいです。	序章-27に反映	④	部会⑩意見照会
9		序章-21	障害者が利用する居室がない建物の内部において、駅連絡ビルの入り口や案内設備までの点字誘導はあるが、連絡ビルとして、建物内を通過するときの点字誘導がない。また、エレベーターの位置表示や円滑化経路への誘導が不十分である。	序章-24に反映	④	部会⑩意見照会
10		—	働く障害者が増えている。職場における環境の整備は雇用促進法によるところとなっているが、建物のバリアフリーができていないと困難である。事業所や工場、労働安全衛生上必要となる健康診断を受ける病院・検診センターなど、バリアフリーの整備にあたっては、障害者が働くことを支援する観点からも配慮を行うことが望ましい旨の記載をお願いしたい。	序章-29に反映	④	部会⑩意見照会
11		—	複合障がい者への配慮が必要である。	序章-14に反映	④	部会⑩意見照会
12		—	誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点について、ガイドラインには多様なSOGIESCを前提とすること、異性の介助者を同伴する人がいることを記載してほしい。	全体に反映	④	部会⑩意見照会
13		序章-5	ユニバーサルデザインへの取組みの実例について、ガイドラインには多様なSOGIESCを前提とすることを記載してほしい。（以下の事例を記載してほしい。） ◆多様なSOGIESCを前提としたトイレの設置（機能・配置）……大阪メトロ中央線夢洲駅 ◆多様なSOGIESCを前提としたトイレの設置（仕様）……富田林市TONPAL（多文化共生・人権プラザ） ◆すべての人のプライバシーを配慮するトイレの設置（仕様）	序章-5への追加を調整中	①④	部会⑩意見照会
14		序章-8	緊急時・災害時の備えについて、ガイドラインには多様なSOGIESCを前提とすることを記載してほしい。	序章-9に反映	④	部会⑩意見照会
15		序章-12	利用者の特性について、ガイドラインにはLGBTQ+、異性の介助者を同伴する人を記載してほしい。	序章-15に反映	④	部会⑩意見照会
16		序章-19	便所における設計の工夫例について、面積の大小にかかわらず、男女別ではない便房の設置を求めるため、ガイドラインには「男女別ではない便房、男女共用便房（オールジェンダートイレ）を設置する」と記載してほしい。	序章-21に反映	①	部会⑩意見照会
17		序章-26	職員教育におけるスパイラルアップについて、LGBTQ+の項目を含む包括的な資料の掲載がないため、ガイドラインには以下の資料を記載してほしい。 公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団、公益財団法人 関西交通経済研究センター、交通事業者向けバリアフリーサポートBOOK、2024年3月。 http://www.kankouken.org/barihuriBook.pdf	序章-30に反映	④	部会⑩意見照会
18		—	ハード整備と合わせ、それを活用する人や支援する人向けの指針も必要。ソフト対応という項目が入っているが、そのためにはホスピタリティが大事で、話が通じない人を目の当たりにして「耳が不自由ではないか、筆談対応が必要ではないか」といった発想につながる社会を作ることが大切	序章-29記載済	④	部会⑩
19		—	スマホアプリなど技術革新が進んでいるが、ガラケーしか使えない人、機械に疎い視覚障がい者もたくさんおられる。使いこなせる人とそうでない人で格差が生まれる。	序章-29記載済	④	部会⑩
20		序章-11	序章の障害者差別解消法の説明がされているが、令和6年に改正されているので、修正が必要。合理的配慮をするためには、基礎的環境整備が非常に重要になるということが令和7年4月のガイドラインに記載されている。建物やまちづくりから基礎的環境整備が前に出てくることなので、入れていただきたい。	序章-13に反映	④	部会⑩
21		—	BFトイレの機能の必要性の理解を促す必要がある。（球場など、建物内で区切られている場合、自分が所有するチケットでは必要なトイレにたどり着けない場合がある）	序章-21に反映	④	その他 (過年度審議会等)
22	[1]敷地内の通路		道路に対し垂直に伸びるスロープ形状だと車椅子が車道に投げ出される恐れがあるため、本当に安全なスロープかどうかのチェックもお願いしたい。	調整中	①	その他 (過年度審議会等)
23	[6]エレベーター		籠内の仕様は、袖なしもしくは片袖で、貫通型が望ましい。	「エレベーター」6-3に反映	①	部会⑩
24		—	関西国際空港のエレベーターは車椅子やベビーカーがスムーズに乗れるように床に表示している。望ましい事例として紹介いただきたい。また、夢洲駅のコンコースから地上のエレベーターは袖が深く、十分な扉の開口幅があったので利用しやすかった。	「標識」12-10に反映	①	部会⑩意見照会
25		—	非常時の連絡～モニターの設置など、双方向の連絡ができるようにすることが望ましいと記載してほしい。	「エレベーター」6-6に反映	①	部会⑩意見照会
26		—	乗り場ボタン、操作盤ボタンの形状について、万博ガイドラインのように具体的に記載してほしい。	「エレベーター」6-6に反映	①	部会⑩意見照会

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
27		p42	動線計画について、EVと階段のルートはできるだけ近い場所に設置してほしい。	「エレベーター」 6-14に反映	③	その他 (過年度審議会等)

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
			[7]エスカレーター			
28		—	上り下りのエスカレーターが並んで配置される場合には、向かって左側を進入方向に統一すること。	調整中	④	部会⑩意見照会
			[8]便所			
29		—	車椅子障害者は下肢障害だけでなく、上肢・指先にも障害がある場合が多いことの配慮が必要。 例えば、車椅子トイレの鍵の形状、ボタンなど設備の配置に留意がいる。	「便所」 8-11、8-20に反映	④	部会⑩意見照会
30		—	適合基準の意味の理解が不十分と思われる箇所の解説を充実してほしい。 ・バリアフリートイレの鏡の高さがあつてない(顔の一部しか見えない) ・便房のスペースは内接円150cmあるが、各設備の配置が悪く、動けない事例が多いため、車椅子障害者の移乗、介助者の動作スペースが十分に確保される必要ある旨の記載が要る ・設備の配置が悪く、上肢にも障害がある人に届きにくいため、流すボタン、トイレットペーパー、非常ボタンの位置などは上肢障害者にも届きやすくなる	「便所」 8-9、8-11に反映	④	部会⑩意見照会
31		—	オールジェンダートイレを明確に位置付けること。 ・「男子用及び女子用の区別があるときは」を「男子用及び女子用並びにオールジェンダー用の区別があるときは」に変更する	条例規定内容を紹介している箇所のため変更なし	①	部会⑩意見照会
32		—	大阪ヘルスケアパビリオンのみんなトイレを機能分散の良い事例として掲載してほしい。 一般便房を含むオールジェンダートイレが設置され、機能分散された例を掲載してほしい	「便所」 8-4に反映	①	部会⑩意見照会
33		—	小便器のうち1には点字ブロックで誘導する(できれば手すり付き小便器)	「便所」 8-17に反映	④	部会⑩意見照会
34		—	点字ブロック誘導を行う場合にバリアフリートイレでなく、一般トイレへ誘導すること	「便所」 8-21に反映	④	部会⑩意見照会
35		—	介護用シートがあることの表示をすること。	「便所」 8-16に反映	①	部会⑩意見照会
36	p52		スライドドア全開時に扉が止まる機能をもっと重要な受け止められる書き方はできないか。	「便所」 8-9に反映	④	部会⑩意見照会
37		—	一般便房の出入口75cm以上が望ましいとされているが、内開きの場合、扉が邪魔をして車椅子や歩行器利用者が使いにくいため、奥行きの確保や扉を折れ戸にするなどの記載が必要。	「便所」 8-19に反映	④	部会⑩意見照会
38		—	鍵の形状を具体的に記載してほしい(手指が不自由でも操作しやすいもの テコ方式等)(参考)万博UDガイドライン[便所] P54 図3.9.6	「便所」 8-20に反映	①	部会⑩意見照会
39		—	「便房の扉の取っ手は操作しやすいにものとする」と抽象的に書かれているが、図を入れるなど具体的な記述がほしい。(参考)府ガイドライン[出入口] P12 図2.3	「便所」 8-19に反映	④	部会⑩意見照会
40		—	「自動引き戸の場合の施錠ボタンの位置」に言及してほしい。ベッドや洗面台などがあって、フットレストが障害となり車椅子で正面から手がボタンに届かず、トイレから出られなくなる事例がある。万博UDガイドラインの「扉から700ミリ離した位置に設置し、出入りの妨げにならない位置とする」という記述も参考にしてほしい。	「便所」 8-19に反映	①	部会⑩意見照会
41	p48		便所の基本的な考え方について、利用困難がトランスジェンダーに限定されないことを示すため、ガイドラインには多様なSOGIESCを前提とすることを記載してほしい。 【提案】多様なSOGIESCを前提として、高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する。(後略) なお、SOGIESCとは、利用者の特性 参照のこと。	「便所」 8-1に反映	①	部会⑩意見照会
42	p48-49		車椅子使用者便房について、ガイドラインには性別に問わらずすべての人が利用できる位置に1以上設置することを記載してほしい。 【修正案】異性の介助者に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房は、性別に問わらず全ての人が利用しやすい位置に設けることとし、介助時のプライバシーに配慮し、カーテン及びカーテンホルダーを設置する。	「便所」 8-9に反映	①	部会⑩意見照会
43		—	小便器について、ガイドラインにはプライバシーの確保に配慮し、便房化するか、便器間の壁もしくは仕切りを設置することを記載してほしい。設計者に対して、便房化→壁設置→仕切り設置の順に検討できる表記が望ましい。 小便器をオールジェンダートイレと並置する計画である場合は、特に便房化することを求めるという表記も検討してほしい。	「便所」 8-17に反映	①	部会⑩意見照会
44	p50		全体計画(配置等)の解説部分について、ガイドラインには機能分散すべき機能に「オールジェンダートイレ」を記載してほしい。	「便所」 8-3に反映	①	部会⑩意見照会
45	p49		オールジェンダートイレについて、ガイドラインにはアイデンティティを問わず、性別に問わらずすべての人が利用できる位置に1以上設置することを記載してほしい。 【修正案】オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を性別に問わらずすべての人が利用できる位置に1以上設置する。	「便所」 8-3に反映	①	部会⑩意見照会
46		—	男女共用トイレが中央に設置することは求めていない。性別に分けられた便所の入口を大きく離すのではなく、便所全体について性別に問わらずすべての人が利用できるよう配置計画する表記が望ましい。 男女共用トイレが中央に配置された事例ではなく、男女共用トイレが性別に問わらずすべての人が利用できる位置に配置された事例を掲載してほしい。	「便所」 8-3, 8-4に反映	①	部会⑩
47	p50		便所の案内設備、音による案内誘導について、ガイドラインには男女共用も知らせることを記載してほしい。 【修正案】音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用・男女共用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	「便所」 8-21に反映	①	部会⑩意見照会
48	p50		「洗浄装置」に記載のある、用便中を外部に知らせないための「水温を流す装置」について、性別にかかわらず適用されるべきと記載してほしい。 【修正案】用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。	「便所」 8-21に反映	①	部会⑩意見照会
49		—	多様なジェンダーの存在や性の多様性に関して、「全ての人が利用できる位置」という記載だと透明化されてしまう懸念があるので、さらに踏み込んで「性別に問わらずすべての人が」という表現はどうか。	「便所」 8-3に反映	①	部会⑩
50		—	同伴利用について言及があるが、同伴介助者のジェンダーのあり方(異性か同性か)と便房の計画・設計の不一致によって使いにくさが生じていることが伝わりにくいので、異性介助についても言及したほうがよい。	「便所」 8-9に反映	①	部会⑩意見照会
51		—	・万博でスフィア基準に則したは男女の比率だったようだが、それでも待ち時間に差が出たと聞いている。男女比率についてもガイドラインに記載できないか。 ・万博では、ゲート前のトイレで男女の混雑に大きな差があり、男性用は待ち時間がなかったが女性用は20分ほど並んだ。	「便所」 8-3に反映	①	部会⑩
52		—	車椅子使用者用便所内に、車椅子使用者の通行の妨げになる場所にもの(ゴミ箱など)を置かないようにしてほしい。	「便所」 8-10に反映	①	その他 (過年度審議会等)
53		—	万博で採用された先進的なトイレのバリアフリー設備(可動式ベッド、天井走行リフト等)を紹介してほしい。	「便所」 8-17調整中	①	その他 (過年度審議会等)
54		—	フラッシュライトについて、1万m未満の建築物でも推奨すべき。	「便所」 8-20に反映	①	その他 (過年度審議会等)
55		—	フラッシュライトは見えないと意味がないので、見えやすさの工夫(設置場所、かべの色等)について記載してほしい。	「便所」 8-20に反映	①	その他 (過年度審議会等)
56		—	フラッシュライト明滅の意味を便房内に掲示するべき。また、外国人に配慮して多言語対応することも必要。	「便所」 8-20に反映	①	その他 (過年度審議会等)

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
57	一	—	男性トイレへのサニタリーボックスの設置をすべき。	「便所」 8-23に反映	①	その他 (過年度審議会等)

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
			[9]駐車場			
58		—	コインパーキング等で、機械トラブルが起こった時に聴覚障がい者でも連絡可能な方法を紹介してほしい。	調整中	④	その他 (過年度審議会等)
59		—	幅の広い駐車区画は障がい者以外でも必要な人(妊娠婦、介助者等)がいる。	調整中	④	その他 (過年度審議会等)
60		—	居住者用駐車区画を整備しても、利用希望者がいなければ一般向けに貸し出されてしまう。該当者がいない場合の適切な運用方法を紹介してほしい。	調整中	④	その他 (過年度審議会等)
			[10]ホテル又は旅館の客室			
61		—	ホテルの客室のベッドにてすりやサイドレールなどを希望により設置できるようにすることが望ましいと記載してほしい。	調整中	④	部会⑩意見照会
			[11]浴室等			
62		—	旅館等の浴室について、座位が取れない方のために、更衣室に脱衣用のベッドを置くことが望ましい旨の記載がほしい。	調整中	④	部会⑩意見照会
63		—	浴室整備の優良事例として、松江なにわー水(イギリスのブルーバッジアクセスマードで最優秀国際賞を受賞日本初)の取り組みを掲載してはどうか。	調整中	④	部会⑩意見照会
64		—	浴室の望ましい備品として、基本的なものは写真付きで掲載してほしい。	調整中	④	部会⑩意見照会
65		—	シャワー室について、条例基準の最低限しか記載がない。実際に使うには、「シャワーチェア」若しくは「腰かけることができる手すり付き台」、「シャワー用の車椅子の設置」などが必要。設備的には、「シャワー用車椅子置き場」「更衣ロッカー」の設置が車椅子用更衣ブースの付近に必要である。	調整中	④	部会⑩意見照会
66		p102	浴室等について、ガイドラインには不特定かつ多数の者が利用できるよう、性別に関わらずすべての人が利用できる位置に個室1人用のシャワー室、更衣室を1以上設置することを記載してほしい。1施設内の全体の77%をユニバーサル更衣室として計画した事例もある。	調整中	④	部会⑩
67		p102	不特定多数が利用しない部分においても配慮を進めていく必要がある。ガイドラインでは不特定多数が利用しない部分の考え方を記載してほしい。	調整中	④	部会⑩
			[12]標識			
68		—	視覚障害者にとって、黒字に白抜きがもっともわかりやすい。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保が必要。	「標識」12-4 「案内設備」13-5に反映	④	部会⑩意見照会
69		p113	エレベーターの案内表示:遠くの道路からもすぐにわかる標識の事例を掲載してほしい(図12.4の改訂) 例:京阪電鉄の表示	「標識」12-10に反映	④	部会⑩意見照会
70		—	突出型標識は、全方向からわかりやすいので、奨励する書き方をしてほしい。できるだけわかりやすい大きさ、くっきり表示できるピクトを用いる。	「標識」12-4に反映	④	部会⑩意見照会
71		—	雑踏の中の標識のよき例を掲載してほしい。(床表示の奨励、壁面全体を利用した事例)	「標識」12-10に反映	④	部会⑩意見照会
			[13]案内設備			
72		—	バリアフリー施設の位置等をフロアマップ、館内の案内表示で明示すること。また、係員がバリフリー設備を把握して案内できるようにすることが望ましい旨の記載がほしい。	「案内設備」13-4に反映	④	部会⑩意見照会
73		—	視覚障害者にとって、黒字に白抜きがもっともわかりやすい。困難な場合は、濃い色に白抜き、文字に縁取りをするなど濃淡の確保が必要。(再掲)	「標識」12-4 「案内設備」13-5に反映	④	部会⑩意見照会
74		—	突出型標識は、全方向からわかりやすいので、奨励する書き方をしてほしい。できるだけわかりやすい大きさ、くっきり表示できるピクトを用いる。(再掲)	「標識」12-4に反映	④	部会⑩意見照会
75		—	移動円滑化措置がとられたエレベーターの位置の表示について、もう少し具体的な記載がほしい。 ・階段やエスカレーターにエレベーターの位置を表示することがぞましい ・エレベーターを降りた場所から、主要動線(エスカレーター等によるメインストリート)に戻るための案内表示(方向)を行うことが必要 ・エレベーターの各階案内にエスカレーターと同様の情報が必要(地下鉄連絡階など)	「案内設備」13-4に反映 「エレベーター」6-14に反映	④	部会⑩意見照会
76		—	雑踏の中の標識のよき例を掲載してほしい。(床表示の奨励、壁面全体を利用した事例)(再掲)	「標識」12-10に反映	④	部会⑩意見照会
77		—	誘導鈴、音声案内～「音量や設置場所、スピーカーの方向性などに配慮する」とあるが、配慮事項の具体的な記載をしてほしい。誘導鈴や音声案内は、道路から場所を特定する手がかりになるので、センサー式などピンポイントで場所に到達して初めて音声案内がされる場合や音量が低すぎる場合は誘導の目的を果たせないことがある。	「案内設備」13-5に反映	④	部会⑩意見照会
78		—	視覚障害者ナビゲーションシステム『shikAI』や『ナビレンス』などの例を良い事例として掲載できないか。万博での取り組みを好事例として紹介してほしい。	「案内設備までの経路」14-4に反映	①	部会⑩意見照会
79		—	「ShikAI」「ナビレンス」は、データの更新、管理には当然お金がかかる。メディアとしては有用性の高い物だと思うので、補助も合わせて、積極的に取り入れる方向で考えてほしい。	「案内設備までの経路」14-4に反映	①	部会⑩
80		—	シャインハットは、入口、客席、トイレ、カームダウンルームの配置が分からなかつたことが一番の問題。知的障がいは分かりにくいことで困っているので、入口に分かりやすい表示をすることを徹底していただきたい。	「案内設備」13-3に反映	①	部会⑩
81		p117	点字が読めなかったり、浮彫の文字が理解できない人もいるので、音声案内も必要。	「案内設備」13-2に反映	④	部会⑩
82		p117	いくらいい施設をいい場所に設けても、どこにあるのか分からぬような施設は不自由なので、分かりやす表示やピクトサインなども合わせて考えるべきだと思う。	「標識」12-6～9に反映	④	部会⑩
			[15]子育て支援設備			
83		—	親子で利用する場面が多い施設や、子育て支援設備などについて、障がい者が子育てをする視点で、車椅子利用者でも利用できるように、以下を記載してほしい。 ・できるかぎり車椅子で出入りできる授乳室を設ける(段差を設けない、広さ) ・オムツ交換台は、車椅子でも利用できる高さのものを設置する	調整中	④	部会⑩意見照会
84		—	搾乳のみで授乳室を利用することにためらいを感じる人もいる。搾乳マークを普及促進してほしい。	「標識」12-9に反映	④	その他 (過年度審議会等)

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
[16] 造作設備(手すり・カウンター・自動販売機等)						
85		—	現金自動預金払い機～のぞき見防止画面は、車椅子の視線でも画面が視認できるようにすべきことを記載してほしい(具体的には、横向きの防止処理のみとして上下方向の防止処理は行わないことが必要)	調整中	④	部会⑩意見照会
86		—	現金自動預金支払い機～人待ち列の整理のためにパーテーションポールを設置するときには車椅子の通行にも配慮することを記載してほしい。	調整中	④	部会⑩意見照会
87		—	発券機の記載をもっと具体的にしてほしい ・主要なボタンは車椅子で手が届く範囲に配置すること。 ・視覚障がい者が使えるタッチパネルに代わるボタン、テンキーを設けること。	調整中	④	部会⑩意見照会
88		—	発券機は、電車の発券機とは別に、最近増えている食券の発券機の記述も必要ではないか。 ・お金の投入口が車椅子でも手が届くような高さにしてほしい。 ・視覚障害者が使えるタッチパネルに代わるボタン、テンキーを設けること。 ・クリアランス(膝、フットレストが入るように)、正面に140cmの広さが必要であること。 ・係員呼び出しボタンが必要であること。 ※フードコートなど大規模施設では必須。また、フロアーが無人に近い状態であると声をかけて助けを求めることができない。視覚障がい者はどこに係員が居るかわからない。	調整中	④	部会⑩意見照会
[17] 内装等(内装・客席・備品・その他の配慮)						
89		—	本ガイドラインで初めてカームダウソ等の記載が出てくるので、特に飲食店でのカームダウソ・クールダウソルーム設置(もしくは代替方法)は、視覚情報+雑音・騒音の遮断が重要ですので、カームダウソルーム等の説明の記載が必要だと思う。	「内装等」 17-14に反映	①	部会⑩意見照会
90		—	センサリールームとカームダウソルームの設置位置、代わりとなる座席の用意を入れてほしい。	「内装等」 17-5に反映	①	部会⑩意見照会
91		—	複合障がい者への配慮として、ヒアリングループを車椅子席にも設置してほしい	「内装等」 17-5に反映	①	部会⑩
92		—	整備したバリアフリー施設を有効に提供しなければならないことの記載が必要。 ・車いす席の数はあるが、販売は運営者の自由となっているので、提供されない事例がある。 ・複数設置した場合に、席を選べないことがある。	「内装等」 17-8に反映	①	部会⑩意見照会
93		—	「店舗内や室内には段差を設けない。」とあるが、望ましい基準というより、義務に近くしてほしい。国ガイドラインのように、標準的な設計という形のもっと強いニュアンスは作れないか。	「内装等」 17-7に反映	④	部会⑩意見照会
94		—	共通:自動支払機は障がい者が使えるようにすべきことを記載してほしい。	「内装等」 17-7に反映	④	部会⑩意見照会
95		—	「会計、相談カウンターやレジ前等に転回スペースを確保」の記述を、「会計、相談カウンターや商品受け渡しカウンターやレジ前に段差を設けない、また、車椅子用の転回スペースを確保する」とすると修正してほしい。	「内装等」 17-8に反映	④	部会⑩意見照会
96		—	商品棚の出入口に商品のぶら下げ陳列や販促品の設置などをし、入り口のための有効幅が実質的に減少しないようにする。	「内装等」 17-7に反映	④	部会⑩意見照会
97		—	飲食店:点字メニューを用意するとあるが、メニュー情報を登録したナビレンスコードをメニューに添付する方が簡単に誰でも用意できる。また、大阪ヘルスケアパビリオンの内覧会では展示品の解説にナビレンスを入れていると聞いた。	「案内設備までの経路」 14-4に反映	①	部会⑩意見照会
98		—	飲食店:商品受け渡し口前に段差を設けないこと。受け渡し口の人待ち列の整理のためにパーテーションポールを設置するときには車椅子の通行にも配慮すること。	「内装等」 17-14に反映	④	部会⑩意見照会
99		—	高いテーブル、カウンターに脚の高い椅子の組み合わせでは車椅子障害者が使えないで、通常の高さのテーブルも複数確保すること。	「内装等」 17-14に反映	④	部会⑩
100		—	客席:「障がい者の座席配置は固定せず、一部取り外し可能なように」とあるが、実際は、運用されにくい。むしろ、障がい者席の確保がされない状況があるので、記載を削除した方がいいのではないか。	固定空間確保を前提として記載から削除	④	部会⑩意見照会
101		—	客席:「車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより、車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる」と記載があるが、車椅子席のスペース、通路などの要件を満たすことを考えると、この記述は不適切でないか。数を義務基準とする関係を考慮するなら、車椅子席は固定であるべきでないか。車椅子席は固定を基本として、車椅子席の空間が空いているときには、一般席として活用できるという方がいいのではないか。	固定空間確保を前提として記載から削除	④	部会⑩意見照会
102		—	客席:カームダウソ、クールダウソ、センサリールームの設置を記載してほしい。	「内装等」 17-5に反映	①	部会⑩意見照会
103		—	ヒアリングループは、舞台上にも設置することが望ましい。	「内装等」 17-5に反映	①	部会⑩意見照会
104		—	サイトラインの確保や、介助者の座席は基本的に隣とすること、車椅子席を複数配置する場合に分散配置することの記載。	「内装等」 17-2に反映	①	部会⑩意見照会
105	p141	—	客席:200を超える場合には2か所以上に分散配置があるが、国標準設計では、ISO 21542の掲載がされているそれによると、明確に複数箇所を奨励している。少なくとも、水平垂直分散を提示すべきでないか。	「内装等」17-2 (現行p141)に記載	④	部会⑩意見照会
106		—	運動施設:更衣ブース～移乗して着替えができるいすが必要。	「内装等」 17-17に反映	④	部会⑩意見照会
107		—	会場内のスクリーンに投影される動画には字幕がついてたが、画面下の方に表示され、前列の人に隠れるなど非常に見づらかった。	「内装等」 17-16に反映	④	部会⑩
108		—	手話通訳を投影するスクリーンが布製でひらひらしており見にくかったので、サブスクリーンが必要。	「内装等」 17-16に反映	④	部会⑩
109		—	大阪府立図書館では障がい者支援室があり、カウンターには手話マークと筆談マークのカードが置かれ、それぞれ対応してもらえる。フロアには磁気ループもあり、職員がマイクで話してくれる。	「内装等」 17-11に反映	④	部会⑩
110		—	同伴者席の構造は一般座席と同じ仕様にすること。	「内装等」17-2に反映	①	その他 (過年度審議会等)

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
[18]知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備						
111	[18]	—	センサリールームとカームダウンルームは意味が全然違いますので、説明は別々にしてほしい。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-1, 18-2, 18-3に反映	①	部会⑩
112		—	「基本的な考え方」の、「バリアフリー化やハードの整備だけでなく、人的対応等ソフトの対応も重要である」という文章を、「バリアフリー化やハードの整備だけでなく、人的対応等につながる基礎的環境整備(わかりやすい案内、コミュニケーションボード等)も重要である。」に変えてほしい。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-1に反映	④	部会⑩意見照会
113		—	使用されているコミュニケーションボードはかなり古いものであり、横浜市のものです。新しいもので大阪で展開されているものに差し替えたほうがいいと思います。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-5に反映	④	部会⑩意見照会
114		—	紹介されている絵カードはもう絶版されたものです。最新のものを掲載するほうがよいと思います。	序章-20に反映(文章のみ)	④	部会⑩意見照会
115		—	ガイドラインでは本章でようやくカームダウンルームの説明が出てくるが、その前に何度も出てきているので、もっと早く紹介できないものかと思います。	「内装等」17-17に反映	①	部会⑩意見照会
116		—	カームダウンスペースは、楽しんだり休憩したりする場所では決してないことをぜひ表示してほしい。カームダウンルームの趣旨を説明する掲示は、例となる文書を挙げておくとよい。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-3に反映	①	部会⑩
117		—	カームダウンルームやセンサリールームも、使用者がいない時に他の用途で使うことは賛成だが、いざ必要とする人がきた場合に、外見では分かりづらい障がいなためゆずってくれと言いづらい。この場所はそういう方が来たらゆずってくださいという掲示も必要。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-3に反映	①	部会⑩
118		—	カームダウン、クールダウン、センサリールームは、万博で公式ガイドラインに掲載されたのは大きな前進。これを日常化してほしいが、有効に活用するには、どう運用すべきかも記載する必要がある。 ・鍵がないと利用時に安心できない。ただし、緊急時に連絡できる方法が必要。 ・利用していないときに施錠管理されていると、必要な時に使えない(誰に連絡すればいいのか) ・施錠管理していないと、単なる多目的な休憩場所化してしまう。 ・複合障害者の視点で、車椅子利用(広さ、配置、調光・空調・緊急連絡に手が届くか)や聴覚障がい者の利用(緊急連絡が音声対応だけでは困る)もある	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-1に反映	①	部会⑩意見照会
[19]避難設備等						
119	[19]	—	フラッシュライトについて、条例化されたので、主要な建築物の居室の種類ごとに設置すべき場所を掲載してほしい 例:ホテル、更衣室など単独で利用が想定される箇所、トイレ、個室になることが多い箇所への設置を奨励	調整中	①	部会⑩
120		—	シャインハットの車椅子用避難器具は好事例。ぜひ広めてほしい。	調整中	①	部会⑩
[20]バリアフリー情報の公表(ホテル又は旅館)						
121	[20]	—	使用されているコミュニケーションボードはかなり古いものであり、横浜市のものです。新しいもので大阪で展開されているものに差し替えたほうがいいと思います。	「知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備」18-5に反映	④	部会⑩意見照会
122		—	バリアフリー施設の整備状況をWEBで公表してほしい(ホテル以外にも劇場、競技場、公衆浴場、百貨店等などは対象としてほしい)。	調整中	④	部会⑩意見照会
[21]小規模店舗における設計ガイドライン						
123	[21]	—	各店舗内の通路や居室へ段差を設けないこと。小規模店舗の基準を各テナントごとに守らせること。テナントビルはアプローチ、バリアフリートイレの整備がされていることが多いので利用頻度が高いが、店舗内がバリアフリーでない。	別冊「小規模店舗GLJP.4, 6に反映	④	部会⑩意見照会
124		p133	発券機～お金の投入口に車椅子でも手が届くようにという記載が必要。	現行p133(「造作設備」)に記載済み	④	部会⑩意見照会
125		—	タブレット注文～視覚障がい者は対応できないので、ソフト対応が必要。また、壁掛け固定式になっていると車椅子で手が届かない。	別冊「小規模店舗GLJP.5に反映	④	部会⑩意見照会
126		—	ロボット自動配膳、レーンによる自動配膳～車椅子使用者や視覚障がい者等にはソフト対応が必要な旨の記載が必要。配膳ロボットや自動販売機など、自動化が進むのは流れとして止められないと思うが、対応策として人的対応(困ったときに助けを呼べる呼出コードなどの仕組み)をしっかりしていくように記載していただきたい。	別冊「小規模店舗GLJP.5に反映	④	部会⑩
127		—	通路～90cm以上は確保(客などが座った状態での有効幅員の確保)を記載する必要あり。	「内装等」17-14に反映	③	部会⑩意見照会
128		—	客席～高い椅子、テーブルだけにしない。低い通常の机と席を全体の半分は設置してほしい。	「内装等」17-14に反映	④	部会⑩意見照会
129		—	商品の受け渡し口～段差を設けない、人待ち列パーテーションの配置は車椅子で支障がないようにすること。	「内装等」17-14に反映	④	部会⑩意見照会
130		p133	現金自動支払機～既出 のぞきみ防止画面が車椅子利用で支障をきたさないように。	現行p133(「造作設備」)に記載済み	④	部会⑩意見照会
131		—	セルフ式の場合、商品注文、受け渡し、支払いのすべての経路とカウンター等をバリアフリーにすべきことを記載してください。	別冊「小規模店舗GLJP.6, 7に反映	④	部会⑩
132		—	会計～自動支払機を障がい者が利用できる高さ(現金投入、クレジットカード挿入口、パネル高さ)とする。 また、視覚障がい者等の場合、助けが呼べる仕組みを整備する。	別冊「小規模店舗GLJP.5に反映	④	部会⑩
133		—	店内の通路について、客が座席に座った状態で90cmの有効拡幅が確保できるようにすべきことを記載していただきたい。	別冊「小規模店舗GLJP.7に反映	④	部会⑩意見照会
134		—	通常の小規模店舗でも急速にセルフ式、省力化、無人化が進んでいることに鑑み、食券販売機、タブレット式注文機、自動支払機などのバリアフリー化について言及していただきたい。(本編の項目を再掲)	調整中	④	部会⑩意見照会
135		—	セルフ式の場合、商品注文、受け渡し、支払いのすべての経路とカウンター等をバリアフリーにすべきことを記載してください。	別冊「小規模店舗GLJP.6, 7に反映	④	部会⑩意見照会
136		—	現状では、セルフ式や省力化している店内では、店員の姿が見えず、合理的配慮をお願いしたくても、声をかけることもできないため、注文や、商品受け取り、支払いについては、合理的配慮の申し出ができるよう、助けを呼べるコール等の設置について記載してください。	別冊「小規模店舗GLJP.5に反映	④	部会⑩意見照会
137		—	固定の椅子を半分以下にすべきことだけでなく、高い椅子・テーブルの組み合わせも含め、車椅子で使えるテーブルを半分以上にすべきことを記載してください。	「内装等」17-14に反映	④	部会⑩意見照会
138		—	小規模店舗、既存施設の改修について、バリアフリーに前向きに取り組んでいる事業者で不得意な方もいるため、具体的な事例を示してもらえると助かる。	別冊「小規模店舗GLJ全体に反映	④	部会⑩
139		—	建築確認後の内装、設備の不適合を防止する措置が必要。(チェックシートの整備など)また、内装においても、バリアフリーの趣旨を損なうことがないような注意喚起が必要	別冊「小規模店舗GLJP.4に反映	④	部会⑩意見照会
(別冊)当事者参画ガイドライン						
140	(別冊)	—	基準だけがあつても、いざ具体的な空間整備になると様々な課題が生じるため、万博では様々な当事者と一緒に課題解決していくプロセスを大事にした。	別冊「当事者参画GLJ全体に反映	①	部会⑩
141		—	当事者参画を促進する上で、例えば情報保障へ補助する仕組みを作るなどの工夫をしないと、当事者参画の良さが分かっても導入が難しいという現実が生じる。	別冊「当事者参画GLJP.2に反映	①	部会⑩
142		—	大手デベロッパーであれば、あるプロジェクトで見つかった課題を次のプロジェクトで改善するといったスパイラルアップができるのである。	別冊「当事者参画GLJP.2に反映	①	部会⑩
143		—	大型プロジェクトの場合は当事者の方、設計者、施設管理者などいろいろなご意見のもとで企画設計から完成までを担当することになるが、小さな物件では設計者が主導権を握ってソフト面も考えていく必要がある。	別冊「当事者参画GLJP.2に反映	①	部会⑩
144		—	大阪ヘルスケアパビリオンのコンセプトボードや閑空の取組を通じて当事者参画のプロセスそのものもきちんと発信していくことが大事だと改めて感じた。ぜひそういうことも考えていただきたい。	別冊「当事者参画GLJP.7～10に反映	①	部会⑩
その他						
145	その他	—	補助金について、ホテル整備だけでなく、商店街の共同トイレの設置にも利用できるようにしてほしい。	今後の施策の参考とする	④	部会⑩

通し番号	章	現行GL 該当ページ	部会でいただいたご意見 ※要約	対応の考え方	分類 ①万博 ②当事者参画 ③既存 ④その他	参照
146		—	万博では、難聴者協会へのヒアリングはされており、磁気ループなどの難聴者向けの設備は整備されていたが、手話が必要なう者に対する対応がなされていなかつたと感じる。	全体に反映	①	部会⑩
147		—	万博のガイドラインでは、推奨基準を明示した上で、最低限守るべき規制基準を表示するという工夫をされていたので、条例GLでも取り入れたらよいのでは。	全体に反映	①	部会⑩
148		—	設計者として、限られた予算やスペースの中、最低限の基準に目が行きがちなのは事実。推奨基準も一目でみることができるようにないと、知識として入ってくるのでいいことだと感じる。	全体に反映	④	部会⑩
149		—	例えば「エレベーターの袖なし」という項目だけを見ても、袖とは何か分からない人もいるので、基準と解説図をセットで確認できたり、乗降に際しどのように不都合があるのかを具体的に書いてもらえれば気づきがある。	全体に反映	④	部会⑩